

## 「電話交換機（IP-PBX）の調達構築及び保守契約」に係る参加要項

- 第1条 「電話交換機（IP-PBX）の調達構築及び保守契約」に参加を希望する者は、下記1に掲げる提出書類を下記3に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。
- 第2条 提出書類の記載にあたっては、下記2に留意して行うこと。
- 第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。
- 第4条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については遅滞なく参加者全員へ通知する。
- 第5条 審査の判断基準及び結果についての質問や異議申し立て等は一切認めない。
- 第6条 本公示記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。
- (1) 本要項の規定に違反する参加の申込み
  - (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの
- 第7条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

### 記

#### 1. 事前提出書類

##### (1) 提出書類・部数

企画提案書について事業者名を記載したものを1部、事業者名を記載しないものを12部、それぞれ紙媒体で用意すること。事業者名なしの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。

また、CD、DVD等の光ディスクに格納し提出すること。USBメモリやメール、オンラインストレージ経由での提出は認めない。

##### (2) 企画書に記載する内容

- ① 担当責任者
- ② 組織紹介（社歴）、経営基盤（法人格、資本金）、組織における専門性
- ③ 仕様書5作業の実施体制・方法に関する事項、(4) 作業要員に求める資格等の要件で記載の要件を満たしていることわかる経歴等

※企画書は、本事業の趣旨及び仕様書を十分に理解した上で、別紙評価基準書の評価項目を中心に作成すること

※その他、業務の実施にあたり特別な事前準備や事後処理等が必要な場合は詳細を明記すること

## 2. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。なお、提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

## 3. 提出場所・方法

### (1) 提出場所・連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課  
東京都千代田区 3-3-2 新霞が関ビル 19 階  
電話：03-3506-9541

### (2) 提出方法

持参又は郵送での提出とし、提出期限までに到達しなかった申込は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

持参する場合は新霞が関ビル 19 階東の内線から総務課へ連絡すること。なお、提出する旨受付時間は平日（9時から17時30分）とする。

## 4. 落札者決定方式

落札者の決定は、一般競争入札（総合評価落札方式）により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）に設置する一般競争入札（総合評価落札方式）選定委員会にて評価を行う。

### (1) 選定の手順

- ① 価格による入札を実施する。入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、技術審査に進むことはできない。ただし、入札に参加した全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する。
- ② 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は企画提案書に基づき企画案プレゼンテーションを 15～20 分間行い、評価を受ける。
- ③ 参加者は選定委員から質疑を受ける。なお、質疑応答時間は 5～10 分とする。
- ④ 選定委員は、上記②及び③の結果を審議する。
- ⑤ 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- ⑥ 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。
- ⑦ 機構は、価格点と技術点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかに参加者全員に通知する。
- ⑧ 入札に際し著しく低い価格の入札があった場合には、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする。

## 5. 技術点の評価基準

### (1) 評価項目

別紙参照

### (2) 評価点

- ① 価格に対する得点を 400 点、技術に対する得点を 1200 点とする。
- ② 価格点は、入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じた値に、400 を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。  
価格点の満点（400 点）×（1－入札価格／予定価格）  
競争入札のため予定価格は公表しない。入札価格が予定価格を超えた者は、技術審査には進めないものとする。
- ③ 技術点の評価にあたっては、別紙「評価基準書」に基づき審査する。技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価する（各者、項目毎に絶対評価で採点。各者間の相対評価ではない。）。  
なお、技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で、評価者全体の過半数を超える者が「0 点」の評定をつけた項目が 1 つでもある場合は不合格とする。

## 評価基準書

### (価格点の評価)

項番	項目	—	選定基準	評価点
(1)	価格	—	価格点=400点(価格点の満点)×[1-(入札価格/予定価格)]	計算式による

### (技術点の評価)

項番	項目	仕様書 該当項目	選定基準	配点 (満点)
1. 仕様理解				
(1)	仕様理解	2.調達概要 (4)機器構成	電話交換機(PBX)の調達範囲・主要機器の基本構成を正しく理解し、より効率的な構成か。	100
(2)	仕様理解	3.機器要件 (1)②収容回線	表3の要件を満たしたうえで、有効的にスペースを活用しつつ、十分な拡張容量を備えているか。	80
(3)	仕様理解	3.機器要件 (1)③交換機能 (3)自動音声応答・録音装置	表4や基本事項の要件を満たしたうえで、現状と比較してより効果的な提案があるか。	90
(4)	仕様理解	—	全体構成について、規格・構成が統一され、可能な限り単純化されているか	150
2. 実施計画				
(1)	実施計画	5.作業の実施体制・方法に関する事項 (1)計画書等 図2 作業スケジュール	適切なスケジュールおよび工数が組まれているか。体制・人数・工数が明記されており、その内容は妥当か。月次作業や年次作業については、スケジュールや担当者が明記されており、それらは妥当なものとなっているか。	50
3. 実施体制				
(1)	実施体制	5.作業の実施体制・方法に関する事項 (3)作業実施体制	設計・構築時に、各分野(基本的な交換機能、IVR、FMC、局線IP化等)ごとに円滑な業務遂行が可能となるような体制を構築した上で、PMがそれらを連動的に	150

			取りまとめてPJ全体を推進していくために有効な提案があるか。	
(2)	作業要員	5.作業の実施体制・方法に関する事項 (4)作業要員に求める資格等の要件	仕様書5(4)に定める「作業要員に求める資格等の要件」を満たした上で、その他に、本事業を実施する上で有用な実績や資格を有する作業要員を配置できるか。	150
(3)	組織体制	—	実施計画書や体制図に記載された正規メンバー以外にも、各方面の高いスキルを持ったサポート体制が社内であり、案件内容や状況に応じてそれらの人員から支援を受けることが可能か。	100
(4)	危機管理体制	5.作業の実施体制・方法に関する事項 (2)会議等	定められている進捗状況や会議内容の共有のほか、当初より想定されていなかった事象に対する進捗管理や課題管理を確実かつ速やかにPMDAと業者の双方向で共有することができる体制となっているか。	100
4. その他				
(1)	情報セキュリティ管理	9.情報セキュリティに関する事項 (1)情報セキュリティ対策	組織として、品質管理及び情報セキュリティ対策の管理体制が具体的に示されているか。また、情報セキュリティに関する社内教育等が十分に実施されているか。	100
(2)	引継ぎ	4(1)ア(キ) 引継ぎ	契約開始時及び満了時における引継ぎについて、所定の期間内かつ通常業務に支障を来さないように終了するための方法や体制が具体的に提案されているか。また、平素から引継ぎを見越した資料作成等を行う提案があるか。	50
5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			(企画提案書には含めない)	
(1)	女性活躍推進法	—	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) プラチナえるぼし認定:40点 3段階目(全認定基準5つ〇):30点 2段階目(認定基準の3~4つ〇):20点 1段階目(認定基準の1~2つ〇):10点 行動計画策定段階:5点	40
(2)	次世代法	—	次世代法に基づく認定(くるみん認定) プラチナくるみん認定:20点 くるみん/トライくるみん認定:10点	20

			企業・トライくるみん 認定企業・プラチナ くるみん認定企業)		
(3)	若者雇用 促進法	—	若者雇用促進法に 基づく認定(ユース エール認定企業)	ユースエール認定: 20 点	20
計					1200